

議案第 39 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

上記議案を別紙のとおり，地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第
14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 25 年 2 月 19 日

大崎市議会議長 栗 田 彰 様

提出者	大崎市議会議員	佐藤 和好
賛成者	〃	相澤 久義
〃	〃	関 武徳
〃	〃	遊 佐辰雄
〃	〃	齋 藤 博
〃	〃	青 沼 智雄
〃	〃	高 橋 憲夫
〃	〃	佐 藤 清隆

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大崎市議会委員会条例の一部改正)

第1条 大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」を「常任委員の所属，常任委員会の名称」に改め，同条を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は，特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第1項を次のように改める。

常任委員，議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は，議会において議長の指名により選任する。ただし，閉会中においては，議長が選任することができる。

第7条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は，委員の選任事由が生じたときは，速やかに選任する。

(大崎市議会基本条例の一部改正)

第2条 大崎市議会基本条例（平成24年大崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 政務活動費

第13条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第1項中「大崎市議会政務調査費の交付に関する条例」を「大崎市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費の交付を」を「政務活動費の交付を」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。